

郡
報

第十九號

目次

年頭の辭

◎報告欄

一 冬期間に於ける病虫害驅除豫防に關する注意

一 不用國有土地に關する件

一 利根郡農會大正二年度經費收支決算書

一 町村遲速表

一 改正戸籍法

◎論説欄

一 國史の教育に於て

一 現代は殊に教育の振興を要す

一 利根家禽協會主催

一 北毛家禽品評會に於て

一 森林火災と其警防

一 原礦とラヂウム

一 金澤土産

一 吾輩の視たる東村

◎附錄

一 利根郡農會基本財産蓄積管理規程

五六

年頭の辭

坂本生

大正三年は暮れて大正四年を迎ふることゝあつた大正三年は晩春に 御大喪のことあつて臣民一般に悲痛の氣に襲はれましたが其後幸に全國豐作であり且つ世界的の戰爭に参加しては我國の武勇を中外に發揚することが出来まし
て之は諸君と御同慶至極に思ひます乍併戰爭其他の原因によつて農作品の價格が低落し延て一般に不景氣であります何時如何なる原因に依て此不景氣が消ゆるか一寸誰れも斷言は出来まいが併し此狀態はそう長くはあるまいと一般に想像されて居ます從て吾人は餘り前途を悲觀せず唯萬一を警戒して大過ぎる計畫を立てぬ様にすれば敢て特に計畫を中止したり又は小さきことを考ふるは不可と思ふ例へば本郡の如きは主生産物は養蠶であるが現在絲價の低落あるに依て養蠶事業を中止したり極めて内輪を計畫に依て行ふ様をこと

をせぬが宜しい唯茲に年頭に方つて注意して置きたいのは第一に共同的精神に依て事を處すると云ふにある例へば信用組合の様なものを確立して相互に扶助することである第二に勤勞を多量にして個々の収益を薄くすること云ふこと従て時間の尊重を爲すことである即ち一攫千金の流義や地理的獨占の風を止めて薄利多賣主義を發揮して貰ひたい特に商工業者に此覺悟がよいと自然營業の中心が郡外に移つてしまつて後悔しても追付かぬここにある第三に至誠事に當ること云ふことである若し誠意なければ凡ての仕事は皆を泡幻的である第一第二の覺悟も虚無に歸着する次で來るべき總選舉に於て此試驗が出来ると思ふ代議士を選擧するのは憲法上臣民に與へられた一種の權利であると共に臣民が民意を代表すべき立派な人物を選ぶこと云ふ國家に對する一つの大きな義務である従て漫然棄權したり金品の爲めに意を托けると云ふ様々ことは絶對に禁物である至誠は自覺を促す自覺は人間行爲の參謀本部である

郡 報

第十九號



◎冬期間に於ける病害蟲驅除豫防に關する注意

農作物を害する各種病害蟲は冬期を適所に潜伏越年し漸次繁殖蔓延して害を逞うするを以て之が防除につきては冬期農閑の期を利用し施行するに於て効果最顯著なるべきは言を俟たざる所なり今之が防除の方法として縣立農事試験場の指示せる事項を掲げ此際當業者の極力勵行を望む次第なり

尙參考の爲全場調査に係る被害の一端を示せば縣下各地の桑樹果樹に在りては各種の介殼蟲、膏藥病、紋羽病(白、紫)梨赤星、黑星病、葡萄苦腐病、全黑痘病、苹果の腐爛病等發生蔓延し以て大害を與へつゝあるのみならず碓氷郡地方に於ては梨樹に對し實蟲と稱する害虫發生し甚しき慘害を及ぼし早中晩平均六割餘の損害を被むり其甚しきものに至りては收穫皆無のものあり如斯害虫の被害は實に恐る

べきものあるを以て之が防除の方法を講せざるに於ては永年栽培し來りたる梨樹若くは其他の果樹を掘り取り廢園の止むなきに至るやも計り難く痛心に堪えざるものありと
左に主なる病害虫及之が防除の方法を摘記す

(一) 各種の介殼虫

縣下各地の桑、梅、櫻桃、杏、李、桃、梨、苹果等の樹皮及果實に寄生し年三回の發生を營み雌虫は受胎のまゝ越冬し之が寄生を受けたる樹木は二三年にして衰弱枯死するに至る

防除法

一、冬季農閑を利用し石灰硫黄合劑を撒布又は塗抹すべし

但し酸曹液(強度石灰硫黄合劑)なれば八倍乃至十倍液を使用すべし

二、各種介殼虫は主に苗木と共に傳播するものなるを以て苗木は必ず青酸瓦斯燻蒸を行ひたる後ち栽植すべし

三、販賣用の苗木は必ず青酸瓦斯燻蒸を行ひたる後ち搬出すべし

(二) 苹果の綿蟲

綿蟲は苹果の害虫中最も恐るべきものにして之れが發生するときは樹は衰弱し兩三年を出でずして結果すること能はざるに至る而して該蟲は一年數回の發生を營み成蟲は能く多數の子蟲を胎生し成

蟲又は幼蟲の儘樹の割目に潛伏越冬す

防除法

一、冬期剪枝を行ふと全時に出來得る限り被害の枝を剪除し被害の局部には菜種油硫黄合劑を塗抹すべし尙ほ春暖に至りて綿狀白色のものを現はすときは其都度前記合劑を塗抹すべし

二、介殼蟲と全じく苗木によりて傳播するものなれば苗木は必ず青酸瓦斯燻蒸を行ひたる後ち植付くべし又販賣用のものも然りとす

三、發生甚だしくして藥劑の撒布又は塗抹にて驅除の効顯覺束なきものにありては之を掘り取り焼却すべし

(三) 葡萄のフキロキセラ(根蚜蟲)

該蟲は葡萄の土中根部に寄生する一種の根蚜蟲にして一度發生するときは樹は次第に衰弱し遂には結實せざると全時に枯死するに至る

防除法

一、葡萄の根部の近邊に細き抗にて深さ三四寸の穴を穿ち(多數)其穴中に硫化炭素十數滴位宛を注入し直ちに土を覆ひ置くべし

二、苗木は必ず青酸瓦斯燻蒸を行ふべし

(四) 蚜蟲

果樹類に寄生する蚜蟲は晩秋に於て雌雄を生じ枝梢に産卵し卵態の儘越冬して翌年大害を與ふるものなり

防除法

一、冬期除蟲菊加用石油乳劑四倍液又は酸曹液の五倍液を撒布するか又は燻蒸覆ひにて青酸瓦斯燻蒸を行ひ卵を驅殺すべし

(五) 梨椿象、かめむも、わうくさ、くさがめ

年一回の發生にして九月頃樹皮に産卵し十月下旬に於て孵化し幼蟲態にて樹の割目又は棚竹の割目に潜伏越冬し翌春現出すると全時に樹の養分を吸収しつゝ漸次果實に寄生し其甘液を吸収し遂には果實の發育を妨げ從て不正形のものとならしむる恐るべき害蟲なり

防除法

一、幼蟲即ち越冬時代に於ては一定の場所に集合せるを以て之等の場所を搜查し除蟲菊加用石油乳劑の十倍液を撒布すべし

(六) 天牛(鐵砲蟲) くわけきり

成蟲は七八月頃桑樹の幹を噛み切り其中に一ヶ宛卵子を産み込み其卵孵化して幹内に二分内外の幼

蟲となり其儘越冬し翌春成長して七八月頃成蟲となり桑樹に大害をなす

防除法

一、卵子の産み込みたる場所を搜查し幹中幼蟲を殺すべし

二、幼蟲は既に成蟲にして虫糞を出すものに對して新らしき虫穴に揮發油を「スボイト」にて注入し直ちに粘土を拇指にて練り附け穴を塞ぎ置くべし

三、其他苹果無花果、栗等天牛にあつても前者と同一方法を行ふべし

(七) 挑透羽 もゝすかしば

一年一回の發生にして樹幹内に幼蟲の儘越冬し漸次成長して大害をなす而して該虫の喰入せる場所には必ず樹脂を漏出し樹勢を衰弱せしめ遂に枯死するに至る

防除法

一、樹脂及び虫糞の漏出せる場所を切り開き幹中の虫を捕殺すべし

二、樹脂及び虫糞を漏出せるものを能く削り取り其跡に生石灰硫黃華合劑を塗抹し置くときは後に來る成蟲の産卵を防ぎ得べし

(八) 葡萄透羽 ふたうすかしば

冬期は幼蟲にて越冬し春期に至つて大害をなすものなり

防除法

- 一、冬期剪枝に際し幼虫の喰入せる場所を捜査し驅殺すべし
- 二、冬期農閑を利用し葡萄の上皮を剥き取り焼却すべし

(九) 梨實虫 ひりだもみむし、しんくい

梨花頃より現出し梨實の大豆粒大位の頃果實に喰入し一果を喰ひ盡せば他果に移り一頭の幼虫にて能く十數果を喰害す一年二回乃至三回の發生を營み幼蟲の儘梨樹の割目又は棚竹の割目若くは落葉等に潜伏越冬し翌春出で、大害をなす

防除法

- 一、冬期梨園を見廻り樹の割目又は棚竹の割目等に潜伏せる幼蟲を捜査驅殺すべし
- 二、落葉を掻き集め焼却すべし決して土中に埋没すべからず

(十) 簀蟲 みのみし

該蟲には種々あり桃梨櫻桃苹果桑等に發生し圓筒形の筒狀簀内に潜伏し夜に入り嫩芽を喰害し甚しき害を與ふるものなり年一回の發生にして幼蟲態にて簀内に潜伏越冬す

防除法

- 一、果樹園及び桑園を見廻り枝及び幹に附着せる簀虫を捕殺すべし

(十一) 梅蛸蠟 むめけむし

年一回の發生を營み卵態にて越冬す卵は細き枝に一卵塊輪狀となし産附し極めて見易きものにして翌春出で、大害をなす

防除法

- 一、果樹を見廻り卵塊を捜査し潰殺すべし

(十二) 赤楊蛸蠟 はんのきけむし

年一回の發生にして數百の卵にて一塊となし樹枝は太き枝に産附し其上に褐黄色の鱗毛を覆ひ其形狀稍大にして卵態の儘越冬し翌春幼蟲となり果樹類其他の樹木に現はれ甚だしき大害を與ふるものなり

防除法

- 一、卵塊を捜査潰殺すべし

(十三) 膏藥病

縣下各地の果樹桑樹にあつて本病著しく蔓延し被害の甚だしき樹は衰弱若くは枯死せるものあり而して本病は紫褐色又は黒灰色にして其色一様ならず恰も一文膏を貼付せるが如く認めらる菌絲は樹の養液を吸収す之れを防除せんには左記方法を行ふべし

防除法

- 一、膏藥病に石灰硫黄合劑を塗抹するか又は菜種油硫黄合劑を塗抹すべし
- 二、前記藥劑を塗抹するには極めて丁寧に之を行ひ幾分たりとも塗り残りあるときは効顯渺なきものなれば之が塗抹に就ては特に注意すべし

- 三、苗木にして本病の恐れあるものは之を除去し相當處理を行ふべし

(四) 桑紫紋羽病

本病は桑樹の外果樹及其の樹木に發生し根部の地際に紫黑色紋羽狀の菌纏を附着し漸次蔓延し終に枯死せしむるに至る恐るべき病害なり

防除法

- 一、本病は病害菌土地に残存し土壤の傳染により益蔓延するものなるを以て本病に罹りたるものを認むるときは斷然之を掘取り焼却し又其跡地には傳染の恐れあれば直に苗木の植付をなさず掘取後二年以上を経たる後栽植すべし

- 二、苗木にして本病の恐れあるものは之を焼却すべし

(五) 根朽病 (白紋羽病)

本病は紫紋羽病と全く果樹桑樹の外如何なる樹木にも發病す本病の爲に枯死するものを抜き取り其

根部を検するときには白色の菌絲を認むるものにして土壤傳染に依て益々蔓延する最も恐るべき病害なり

防除法

- 一、紫紋羽病全一なる方法を行ふべし

(六) 苹果腐爛病

本病は苹果の外梨、西洋梨等に發病し樹皮に褐色の腫起物を生し腐敗軟化し乾燥すれば表皮龜裂し病勢進むに従ひ病斑部以上は枯死するに至る本病は幹々太き枝に發病し冬期は黒褐色となるを普通とす

防除法

- 一、病斑部は小刀にて其周圍の健全部と共に削取り直に之を焼却し削りたる跡には石灰硫黄合劑又は生石灰乳を塗抹し置くべし

- 二、本病は苗木と共に來ることあれば其恐れあるものは鑑別して焼却すべし

(七) 果樹園及桑園の清潔法

以上の外各種の病害虫は冬期適所に潛伏越年し春暖を催すと共に現出し大害を與ふるものなれば冬期農閑を利用し左記方法を施行し未發に防除すること極めて肝要なり

一、梨、桃、苹果、葡萄にあつては出来得る限り樹の上皮を剥き取り焼却すべし決して其儘放置すべからず

二、果樹園は出来得る限り冬期に於て耕鋤を行ひ土中潛伏越冬する幼虫蛹等を土表に現はし凍死せしむべし

三、桑園にあつては落葉を掻き集め焼却すると同時に耕鋤を行ひ潛伏せる各種害虫を土表に現はし凍死せしむべし

四、桑巢虫(くわけむし)は冬期株際に下り糸を吐きて其中に多数集合越冬するものなれば桑園耕鋤の際之等の場所を捜査し該虫を駆殺すべし

五、姬象虫は冬期桑の幹枝等に喰入し幼虫の儘越冬するものを以て桑園を見廻り枯枝枯株を認めたるにより之等を切り又は堀取りを行ひ直に焼却すべし決して其儘放置すべからず

六、果樹園又は桑園附近の荒地にして雑草の叢生する場所なるときは之等の焼却を行ふべし之れ病虫害の潛伏せる場所なればなり

七、果樹園にして枯死枯株を認むるときは之れを堀取り又は切り取りを行ひ直に焼却すべし

八、果樹園にありては落葉を掻き集め焼却し決して土中に埋没すべからず

九、桑園果樹園以外にありては畦畔若くは路傍の雑草焼却を行ひ害虫の發生を未發に防ぐべし

左記々載の國有土地は目下賣却處分調査中に屬するも將來公用に供する土地として在置の必要なき趣きに就ては此の際地元にて拂下出願せらるゝ方可なるべし

記

町村大字	字地	番地	目反	別全	小川原	二六一七	揭示場	〇〇二			
桃野	月夜	悪途	八三塊切場	三二三	全	上津大原	一〇二四	井戸敷	〇〇一		
全	全	全	八四全	一、四一八	全	上津不動	三三三九	砂置場	五〇〇		
全	全	全	一一一全	八二一	全	下津釜改戸	三一四六	揭示場	〇〇九		
全	全	全	二九〇六全	二〇〇	全	石倉笠原	一七一三	全	〇〇一		
全	全	全	二九七一全	六二二							
全	全	全	三〇一九	石置場	七二七	川田	下川	平井乙二四七	石置場	〇一二	
全	全	全	三〇六九全	一一五	全	全	宮塚乙二三四八	全	〇〇六		
全	全	全	三〇八二	砂置場	四〇五	全	全	乙二三七九	全	〇一六	
全	全	全	乙三二四二全	一〇〇	全	上川	田	澁	三三三六	砂置場	〇〇六
全	全	全	乙三二二全	一一四							
全	全	全	乙三二五六全	三二六	利南	下久	屋敷	四三六	揭示場	〇〇五	

東 老神ヲロ地	二五一全	〇〇三	絲之貝之	宮原	一二二五	揭示場	〇〇六
全 蘭原天神平	四二九全	〇〇三	瀬 瀬				
薄根 井土 稻荷	丙三三三	石置場	〇〇一	全 砂川梅木平	三二八全		〇〇四
全 全 内河	乙一〇九全		〇〇九	全 根利根利	八五九全		〇〇三
全 全 全	乙一一〇全		〇二五				
全 全 全	乙一一七全		〇〇七	川場谷地中原	一八七八	石置場	〇〇三
全 全 全	乙一四〇全		〇〇三	全 片品北原	一一の六	揭示場	〇〇二
全 全 全	乙二五二全		〇〇三				
全 全 全	乙二七一全		〇〇四	池田 中發知塚原	九三三	揭示場	〇一四
全 全 全	乙三三六全		〇〇二				
全 硯田 薄根	乙二九七全		三一八	新治 東岸 須川 中峯	一	揭示場	〇一三
全 全 全	乙三一九全		〇一五	全 入須川大影	九七〇	石置場	〇二二
全 思田 中川原	乙四五十一	石置場	〇〇三	全 十二平	一八九三	全	二一八
全 堀廻岩ノ上	六七	揭示場	〇〇九	全 全	一八九八	揭示場	〇〇四

片品 築地 前原	三八	揭示場	〇〇四	桃野 月夜 蟹粹	三一九七	塊切場	二、五〇〇
全 下平 關場	二五四全		〇〇三	以下四筆は特賣し得ざるも其他の方法に依り賣拂ふものなり			
全 花咲 後力 ジャ	乙三七九全		〇一五				
水上 越本 太田	乙二六五	石置場	一一〇	全 入澤	三九八九	全	二、五〇〇
全 戸倉 小松	六三二	揭示場	〇〇三	全 横子	四五三九	全	二、〇〇〇
				川田 下川 宮塚	一四六二	斃馬檢	二、六二〇

利根郡農會大正二年度經費收支決算書

利根郡農會は本月二十四日午後壹時より郡會議事室に於て臨時總會を開き會則の改定基本財産蓄積並管理規程設定及財産處分負債償還の件等を議決し終つて大正二年度經費決算報告を承認し午後四時半散會したり孰れ改定會則は監督官廳の認可を待つて報するの機會を得べく今本誌の余白を藉りて不取敢大正二年度經費決算を報せんこす

尙基本金蓄積並管理規程は執務者の便を計り附録として之を載録せり

收入の部

一金貳千參百參拾六圓九錢五厘也

收入總額

支出の部

一金貳千貳百六拾五圓六拾貳錢五厘也

差引

金七拾圓四拾七錢也

右全部基本金に著積す

支出總額

殘額

利根郡農會大正二年度經費收支決算説明

經常部歳入ノ部

科	目	本年度 決算額	本年度 豫算額	比 増減	説明
第一款 會費		八五、九二〇	八五、九二〇	—	
第一項 町農會		八五、九二〇	八五、九二〇	—	
第一目 沼田町農會		四八、一〇〇	四八、一〇〇	—	
第二目 利南村農會		五二、七九〇	五二、七九〇	—	
第三目 白澤村農會		六〇、八四〇	六〇、八四〇	—	
第四目 東村農會		四七、〇九〇	四七、〇九〇	—	
第五目 片品村農會		四八、四二〇	四八、四二〇	—	

第六目 川塙村農會	七〇、〇五〇	七〇、〇五〇	—	
第七目 池田村農會	六二、二七〇	六二、二七〇	—	
第八目 薄根村農會	七五、四八〇	七五、四八〇	—	
第九目 古馬牧村農會	六〇、四五〇	六〇、四五〇	—	
第十目 水上村農會	三〇、〇一〇	三〇、〇一〇	—	
第十一目 桃野村農會	六〇、四五〇	六〇、四五〇	—	
第十二目 新治村農會	九八、二二〇	九八、二二〇	—	
第十三目 川田村農會	四六、六七〇	四六、六七〇	—	
第十四目 久呂保村農會	四七、三六〇	四七、三六〇	—	
第十五目 糸之瀬村農會	四九、一六〇	四九、一六〇	—	
第十六目 赤城根村農會	二七、六八〇	二七、六八〇	—	
第二款 雜收	一九、六四五	五三〇、〇〇〇	—	五〇、三五五
第一項 收得品賣却代	一九、六四五	五三〇、〇〇〇	—	五〇、三五五
第一目 收得品賣却代	一九、六四五	五三〇、〇〇〇	—	五〇、三五五
第三款 補助金	一、四三〇、五三〇	一、四三〇、〇〇〇	—	二九、四七〇

秋蠶種製造中止の爲賣却品少なきに依る

第一項 郡費補助金	1,100,000	1,100,000	—	—
第一目 郡費補助金	1,100,000	1,100,000	—	—
第二項 縣農會補助金	230,500	230,000	—	29,470
第一目 縣農會補助金	230,500	230,000	—	29,470
計	2,336,050	2,375,920	—	59,870

經常部支出之部

科	目	本年度 決算額	本年度 豫算額	比 增減	說 明
第一款 事務所費		310,430	319,000	—	26,570
第一項 役員及事務員當		175,330	174,000	—	1,330
第一目 役員及事務員當		175,330	174,000	—	1,330
第二項 旅費		58,950	40,000	—	18,950
第一目 旅費		58,950	40,000	—	18,950
第三項 備用品及消耗品費		14,500	15,000	—	480
第一目 備用品及消耗品費		14,500	15,000	—	480
第四項 雜給		15,000	15,000	—	—
第一目 雜給		15,000	15,000	—	—

第六款第一項第一目豫備費より
七圓五拾九錢第七項第一目より
十五圓七拾四錢流用

第六款第一項第一目豫備費より
十八圓九拾五錢充用

第一目 雜給	15,000	15,000	—	—
第五項 通信運搬費	4,000	20,000	—	15,100
第一目 通信運搬費	4,000	20,000	—	15,100
第六項 印刷費	—	15,000	—	15,000
第一目 印刷費	—	15,000	—	15,000
第七項 雜費	59,830	100,000	—	40,170
第一目 雜費	59,830	100,000	—	40,170
第二款 會議費	24,050	126,900	—	102,850
第一項 總會費	16,850	73,500	—	56,650
第一目 議員旅費	16,850	68,350	—	51,500
第二目 雜費	—	5,150	—	5,150
第二項 評議員會費	7,200	53,400	—	46,200
第一目 評議員會費	7,200	53,400	—	46,200
第三款 事業費	1,288,850	1,588,800	—	399,550
第一項 技術者俸給	401,000	372,000	—	29,000

第一項第一目へ十五圓七十四錢
流用

第一目	技術者俸給	四〇,〇〇〇	三二,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—	第二項第一目より參拾圓流用
第二項	技術者旅費	二五,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	—	
第一目	技術者旅費	二五,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	—	第一項第一目へ參拾圓流用
第三項	秋蠶種製造所費	二九,四六〇	四七,〇〇〇	—	一七,三六〇	
第一目	補助技術者費	七,〇〇〇	二〇,〇〇〇	—	四八,〇〇〇	
第二目	雜給	一四,五六〇	一五,〇〇〇	—	四〇	
第三目	備品及消耗品費	四〇,一二五	五〇,〇〇〇	—	九,八八五	
第四目	桑園費	—	一〇〇,〇〇〇	—	一〇〇,〇〇〇	
第五目	雜費	三三,九六五	五四,〇〇〇	—	二一,〇三五	
第四項	試作場費	一四,六〇五	二一,四〇〇	—	六六,七九五	
第一目	試作場費	一四,六〇五	二一,四〇〇	—	六六,七九五	
第五項	屑蒔整理費	—	五〇,〇〇〇	—	五〇,〇〇〇	
第一目	屑蒔整理費	—	五〇,〇〇〇	—	五〇,〇〇〇	
第六項	獎勵費	一〇三,六〇〇	一九一,〇〇〇	—	八八,四〇〇	
第一目	堆肥舍新設獎勵費	二七,六〇〇	八六,〇〇〇	—	五八,四〇〇	

第二目	品評會費	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—	—
第三目	馬耕及興農會獎勵費	二五,〇〇〇	五五,〇〇〇	—	三〇,〇〇〇

(第七項 農事集談會費)

(第一目 農事集談會費)

(第八項 害蟲驅除豫防費)

(第一目 害蟲驅除豫防費)

第九項	模範農業者賞與費	—	一〇,〇〇〇	—	一〇,〇〇〇
第一目	模範農業者賞與費	—	一〇,〇〇〇	—	一〇,〇〇〇

第四款	負擔金	四七,五七〇	四六,〇〇〇	二七,五七〇	—
-----	-----	--------	--------	--------	---

第一項	縣農會負擔金	四六,七八〇	四五,〇〇〇	二七,五八〇	—
-----	--------	--------	--------	--------	---

第一目	縣農會負擔金	四六,七八〇	四五,〇〇〇	二七,五八〇	—
-----	--------	--------	--------	--------	---

第二項	租稅	五,九九〇	六,〇〇〇	—	〇一〇
-----	----	-------	-------	---	-----

第一目	租稅	五,九九〇	六,〇〇〇	—	〇一〇
-----	----	-------	-------	---	-----

第五款	借入金償還金	二六,八七〇	三二,一五〇	—	五二,七七〇
-----	--------	--------	--------	---	--------

第一項	借入金償還金	二六,八七〇	三二,一五〇	—	五二,七七〇
-----	--------	--------	--------	---	--------

第六款第一項第一目豫備費より十七圓五十八錢充用

第一目 借入金償還金	二六八三〇	三二、五〇〇	—	五、二七〇
第六款 豫備費	△ 四、二一〇	四、二一〇	—	四、二一〇
第一項 豫備費	△ 四、二一〇	四、二一〇	—	四、二一〇
第一目 豫備費	△ 四、二一〇	四、二一〇	—	四、二一〇
計	二、六五五、三二〇	二、六五五、三二〇	—	六、〇二、二九五

第一款第一項第二目へ七圓五拾九錢全
第二目へ十八圓九拾五錢第四款第
一項第二目へ拾七圓五拾八錢充用

財 産 目 録

一金六百六拾五圓貳拾壹錢參厘也 基 本 金

一土地

(イ) 畑壹段九畝拾貳步 地價金四拾參圓七拾五錢也
(ロ) 宅地參畝七步 地價八圓九拾六錢也

一建物

(イ) 蠶室平家建壹棟 六拾八坪六合
(ロ) 事務室講堂付二階建壹棟 參拾坪
(ハ) 寄宿舍二階建壹棟 貳拾壹坪
(ニ) 舍監室平家建壹棟 四坪

(ホ) 土藏平家建壹棟 拾坪
(ヘ) 貯桑場平家建壹棟 拾坪
(ト) 物置平家建壹棟 拾坪
(チ) 便所壹棟 壹坪
右見積價格金貳千參百六圓也

利根郡農會大正二年度會務ノ狀況

一、堆肥舍新設獎勵

本會は曩に堆肥舍新設補助規程を設け之れが獎勵に努め來りしも本年は更に其一部に改正を加へ新設舍壹坪に對し補助金拾錢を増加し益其獎勵に努めたるを以て十五名の新設者を出すに至る右に對しては夫々規程の補助を交付し堆肥の生産を督勵したり

二、品評會

本會は大正元年度より三ヶ年繼續計畫を以て水稻多穫品評會を開設し本年度第二回を開く其成績甚良好なるを認む

三、試作場設置

本會の試作場に於ける試作は本郡に適切なる農作物の改善を計ること及施肥試験を兼ねたるもの

にして其成績に鑑み各町村農會指導の資に供するものとす又採種用として優良なる品種を選びて試作を行ひ其の生産は之を採種田種子用として無償配付の方法をとる

四、興農會補助

興農會は本郡に於ける農事改良團體の一にして農事の改良發達を期するを以て年々補助を與へて益其活動を促かしつゝあるものとす

本年度交付額は金貳拾五圓とす

五、技術者の活動

本會は技術者三名を置き各町村農會指導及郡内農蠶業改良に關し夫々指導獎勵に努めしむ本年度に於ける活動中主なるもの概ね左の如し

- (イ) 綠肥栽培の獎勵指導
- (ロ) 農作物種子共同購入幹旋
- (ハ) 品評會開設指導出品物審査
- (ニ) 原種採種田設置指導
- (ホ) 農事講話
- (ヘ) 養鷄養豚獎勵

(ト) 二硫化炭素燻蒸實施指導獎勵

(チ) 其他一般農民智識の啓發及實地指導に當る

右何れも相當の成績ありと雖就中二硫化炭素の燻蒸は其効果著しく爲に一般の覺醒を促したること大なるを認む

速 表

(大正三年十一月分)

種 別	定 期	報 告	期限を附したるもの				計
町 村 名	期限前報告	期限后報告	期限前報告	期限后報告	期限前報告	期限后報告	期限后報告
沼田町	二	七	〇	三	二	一〇	
利南村	三	六	一	二	四	八	
白澤村	二	五	一	二	三	七	
東村	二	五	一	二	三	七	
片品村	三	五	一	二	四	七	
川場村	四	二	一	二	五	四	
池田村	四	三	二	一	六	四	
薄根村	三	二	二	一	五	三	

古馬牧村 水上村 桃野村 新治村 川田村 久呂保村 糸之瀬村 赤城根村

計	四	三	一	二	五	六	四	五	四	五
四九	二	五	〇	三	二	二	二	七	八	九二
六二	五	一	一	二	二	五	四	四	五	
一八	〇	一	二	一	二	五	四	四	五	
三〇	三	二	二	一	二	五	四	四	五	
六七	二	二	二	一	二	五	四	四	五	

備考 各町村件数合計の等しからざるは滞納報告等の如き報告を要せざる町村あるの結來に依る

◎改正戸籍法 (ツバキ)

第二十二條 市町村長が届書報告書其他の書類を受理したるときは其書類に受附の番號及び年月日を記載することを要す

本籍地の市町村長は前項の手續を爲したる後遅滞なく戸籍の記載を爲すことを要す

第二十三條 家督相續家督相續回復其他戸主の變更を生すべき事項に附き届出申請又は請求ありたるときは其届出申請又は請求及び前戸主又は戸主の名義を有せし者を戸籍に依りて新戸籍を編製することを要す

前項の場合に於ては前戸主又は戸主の名義を有せる者を戸籍に事由を記載して之を抹消することを要す

家督相續人が胎兒なるときは其出生の記載を爲すまでは前二項の手續を爲すことを要せず此場合に於ては前戸主の戸籍中戸主に關する部分を抹消し家督相續人が胎兒なる旨を記載することを要す

第二十四條 復籍拒絕の届出ありたるときは復籍拒絕者の戸籍に届出の要旨を記載することを要す

前項の手續を爲したる後新戸籍を編製するときは之に復籍拒絕に關する事項を移記することを要す復籍を拒絕せられたる者が死亡し其他復籍することなきに至りたるときは復籍拒絕に關する事項を抹消することを要す

第二十五條 家督相續人指定の届出ありたるときは其指定を爲したる者の戸籍に届出の要旨を記載することを要す

第二十六條 離籍又は廢家に因る除籍の手續は離籍せられたる者の一家創立又は廢家を爲す者の入籍の手續ありたる後之を爲すことを要す

第二十七條 一戸の全員又は一戸内の一人若くは數人を除くべきときは事由を記載して戸籍の全部又は一部を抹消することを要す

除籍せらるべき者の本籍が他の市町村に轉屬する場合に於ては前項の手續は入籍の通知を受けたる後之を爲すことを要す但入籍地の市町村長が届出を受理したるときは此限に在らず

前項の規定は一家創立の届出に因り除籍を爲すべき場合に之を準用す

第二十八條 戸籍の記載を爲すには略字又は符號を用いず字畫明瞭なるを要す

年月日を記載するには壹貳參拾の文字を用うることを要す

文字は之を改竄することを得ず若し訂正挿入又は削除を爲したるときは其字數を欄外に記載し又は文字の前後に括弧を附し市町村長之に認印し其削除に係る文字は尙ほ明かに讀得べき爲め字體を存することを要す

第二十九條 戸籍の記載を爲す毎に市町村長は其文末に認印すること要す (以下次號)



◎國史の教育に就て

文學博士 黒板 勝美先生講演

本日當郡教育會に於て何か御話をする様にとのことで御伺ひいたした譯ですが何分自分は平生多用ではあり旁々準備もなく隨て今日は只自分が平生考ふところを御聴きに入れるに止まるのでございませう又其の御話致します事に就ても教育に關するものゝみのつもりでしたが來て聞きますと青年會員も御一所だといふのでなるべく其中間をとつて御話したいと思ひます隨て演題には國史の教育に就てと掲げてありますが自然教育以外に出るかも知れませぬ。

先づ國史の御話をする前に歴史とはどういふものかといふ事について考へて見ますと偉い人のやつた事や日本建國以來の政治上の變遷や其他文學とか社會とかの變遷を見るといふのが普通の見解になつ

て居るけれどもそれを吾々が研究上如何様に見ていくかは今日の學者間の問題になつて居ます。歴史上の事實を今日如何に見るか或事業が事實であるか否かをどこで見分けるか現に目前に起つた事でも其の事件に眞の事實がどれだけ存在して居るか吾々の低い人間の力でどれだけ理解しどれだけ解釋し得られるかは餘程疑問である今日政治上の事實にしても現に議會に於て議員の質問政府委員の答辯などを見るのにどこが眞で又どこまでが實際であるか其眞想は解釋することが出来ない。推し詰めて申せば、事實の眞を知るといふことは出来るものかどうか、猶言ひ換へれば吾々は五感に據つて理解し認識し得られる所のものを捉へて事實と認めて居るに過ぎない。之を歴史的に見れば史的現象といふので現象が直に事實であるかどうかは哲學上の問題に這入るから今日は申さぬとして、それならば歴史なるものは事實を考へず現象を捉へて研究するものであるといへる。そこで現象には眞もあり偽もある人の評判とか新聞の記事とかいふものには事實を傳ふるものもあるけれども、亦傳へないものもある然し評判や記事が一つの働をなしてある結果を持來すことは能く有ることである。平生の評判がよければ悪い事をしても善く聞え、評判が悪ければ善い事をしても悪く聞える。事實と否とを問はず有形と無形とを論せず現象を捉へて歴史の材料とし研究の目的物として、歴史家を見ていく。斯様に歴史を研究する場合に、之を通俗教育上、國民教育上、考察したらばどうであらうか。換言すれば歴史といふものは、吾々人類が、社會形成上個人とし、社會の一員として、活動する有様が時間歲月

により變化して行く有様を見て現在の仕事社會的事業上の參考とするものといへる。

尙一つ申上げたい事は、歴史事實の研究上重要な時と云ふ觀念には過去現在未來の三つが有ることである現在とは何か、過去未來とは何かの研究も議論上からいへば六ヶ敷なる。例へば植木があるこの植木の現在といへば何であらうか、この植木に根があり、幹があり、葉がある。之等目に映るものが現在だといふ事には誰も異論はない。然し乍ら一步踏み込んで考えたならば、根は已に過去に生じたもので、現に生じたものではない。幹も同じである、五十年前のものもあらう、百年前のものもあらう吾々の目の前に現はれては居るけれども、それは過去かも知れない、只木に活力があつて、生きて居るといふ事だけは現在である。具體的に言へば芽が出るといふ事は木の現在で、已に芽になつてしまへば過去である。吾々は現在ある事を爲し已に其事が出来上つた時は、過去と見なければならぬ。此コップで言へばこのコップを作りつゝある時が現在で、出来上つた時は已に過去である。

之れが歴史の研究上極めて大切な事で、單に過ぎ去つた事、即ち出来上つた上からのみ見ては、眞の價值判斷は出来ぬ。この物の價值は作り上げられた後ではなくて、作りつゝある働の點に存するのである。即ち歴史的の研究は、常に靜止的に觀察せずして活動的に考察しなければならぬ。之れは教育する者もされるものも留意すべき必要なる點である。大凡活動のないものは世の中にない。吾々が社會の一員として、何等の活動もしなかつたならば、歴史の中に編まれる事が出来ぬ。随つて自己も活

動の一人として意義ありと考へなければ歴史はつまらない死物となつて仕舞ふ。日本歴史の研究や教授に當つて單に昔の事實を知るといふ興味だけで、歴史は扱ふべきではない。吾々の祖先が如何に活動して來たかを見、如何に吾々が其の活動の精神を受継げるかを、研究すべきである。言換へれば、國民に活動的自覺を與ふるを以て、歴史教授の一大眼目とすべきである。忠孝なるものを獎勵的に見るものがあるが、元來、さうでなくして忠孝が國民活動の一部であると見るのが、至當である。忠孝丈で國史が終へたといふのではない、過去に於いて之れによつて活動し、現在も之れを爲し將來も爲さねばならぬといふ意味に於て價值あることとなるのである。故に普通教育に於て歴史を教へ且つ學ぶ場合に徒に事實の穿鑿に力を爲すといふ事は、價值ある事ではないので、祖先以來の吾民族活動が如何様に歴史の上に顯れたかを見、之れによつて將來を知るのが意味あることである。

又外國の歴史を研究するに當つても、吾國が過去に於て如何なる文明を取つたか、今後も如何なるものを取らねばならぬかを知る爲でなければならぬ、外國の歴史を讀むにも、英雄崇拜的精神でナポレオンをとるのでなく、ナポレオンの活動を吾々は手本として見るといふ點に歴史教育の本旨を置かなければならない。英雄崇拜論の如きは今日は反對しなければならぬといふ點が力ある様である。尙先刻申しましたが、歴史上の事實といふものは、眞は解らないといふ點から見、うれならば歴史といふものは虚偽のものかとよく人からきかれるが、成る程さういふ疑問も無理ではないことである、昔

の書物は或は見聞した事に就て研究し或は文書より研究したのだが、さういふものには相違がある現在のものさへるの眞を知る事が出来ないのに、況して昔の事は猶更分らう筈がないと始から歴史なるものを否定してかゝるものもある、そこで然らば、歴史の研究とは一體どんなものであるかを申上げ様と思ふ。

一寸例を引くと地質學者が鑛山調査に當つて鑛脈が如何にあるかを調べるには全體を發掘して知るのではない、さうならば、金鑛も炭鑛も掘れない或る一部分を見て、全體を知り一種の想像を加へて知るのである然し乍ら其の想像は理窟ある想像で無稽の想像ではない、此の理窟ある想像が歴史の研究上に於ても必要である。歴史の研究はどこから這入るかといふに、先づ現在から這入るのである吾々が目に見耳に聞き其他の方法によつて、知り得たる現在の現象、例へば政治上の事實とか、實業上の仕事とか、文藝上の事とか、色々の事件の起つた其のものを目の前に見、それを知識の根底として、舊い事實の探究に遡つて行く。之れは單に史學研究にのみ限つた譯ではない。總べての學問が皆さうである。小兒が言語を覺えるにしても、初めから知つて居るのではない、次第に覺えて終には現在使はない、不便の言葉をも知り得るに至るのである。之れを地方的にいへば上州に生れた人が東京を知らずして東京の言葉は話せぬ譯であるけれども、推して覺えて行くのである。

斯様に、目前にある事實の研究を學問の根底として、近くより遠きに及ぼして行くのである。である

からの根底が、若し誤つて居るならば、其の後の研究者は、何時になつても煩はされる之れが學校に於ける教授上、大切な點で、専門的研究も、もとより大切ではあるけれども、それ前に一般的研究が必要なる所以である。故に普通教育に於て、歴史教授上充分御注意あらんことを希望する教育は學校のみの仕事でなく、家庭に於てもたづさはるべきものであるから、この點から見ても、歴史の研究家庭及び青年諸君にまで希望する、昔嚟なり、歴史上の談なり、家庭に於てやつて貰ひたい。現在の事實より推究するといふことは、言ひ換へれば常識的判断といふことである。特別以上の人はいざ知らず、人間の知識は、をしなべて常に物事を常識的に判断するといふ事が、社會上に最も多く顯れて居る。又實際世に處する上に於ても、常識が最も必要で、常識を離れて判断といふことは殆んど成立たない。學問の上でもさうで歴史を學び、又歴史を教へる上にも、判断の根據に、常に常識を置かなければならない。

次に、目前の歴史上の事實とはどういふものかをいふに、總べて、目に觸れ耳に聞えるもののみならず、それ以外に多々あるものまで、歴史上の材料である。極端に申しても差支はない。例へば自然界の現象、地理的にいへば、山とか川とかが其地方の人に向つて、どういふ影響を與へて居るか、又如何なる氣風を養成して居るか、近い例を引けば、江戸時代から盛であつた、この上州名物の長脇差の如き、實際遇つた事はないが、講釋師などに聞いた事によつて、判断すると、或は誤つて居るかも知

れないが、この上州の地勢が大いに與つて力あると思ふ。私は昨日東京を出てこちらへ來る間に赤城榛名妙義の三名山や、その外の山を見ましたが、皆火山の山で、如何にも他人と衝突しやうな、圭角を持つた峻峭なのが多い。長脇差は、一つ閃くと、命を投出して事に當るといふ氣風で、四圍の山々が能くこの心を顯はして居る。勿論關東地方は徳川以前、戰國以來、武力に於て他に優つて居た荒つばい人が多かつた、遠く遡つても、關東武士は日本全國の武士を引受けても、まだ力あまるの風があつて、誇つて居たものであつたが、後にはそれがだん／＼平民的に残つたといふ事は、歴史上あり得べき事實である。長脇差の本場の點は又尙大きく考へて、日本全國の國民性からも見なければならぬ。これから國民性の由來する所に就てお話し仕たいと思ふ。

天然自然界の影響は無論大きなもので日本は島國で亞細亞大陸から離れて群島をなし孤立して居たのが今日存在の理由の一つである。今日に於ては、海上の交通が極めて自由で、日本から朝鮮へ行くのは琉球へ行くのよりも早く、且風波の憂もないといふ有様であるが、往昔、航海術の進歩しなかつた時代には、大陸との交通は極めて不便で、其影響を輸入する事が少なかつた。それは却つて吾國が幸福な位置を占めて居るといへるので今日の様に、一時に大陸文明の影響を被むることはなく、其の間支那からちよいちよいと持つて來たが、支那が吾國を壓迫するには、餘りに交通が不便で不可能であつた。五六百年前蒙古が我國を壓しやうとしたがどう／＼不成功に終つた、これには忠君愛國の精神

が反抗したのは勿論だが、海上不便で有つた事も、其の一原因である。随つて吾々は祖先以來、外國の壓迫を受けず、世界無比の國體を作ることが出来た。之れ島國で、大陸より離れた地勢上にある爲で、之等は研究上第一考ふべき点である。

◎現代殊に教育の振興を要す (前號の續き)

沼田中學校長 河 口 清 之

抑々今日の青年は他日の國民となり第二代の帝國繼承者となるべきものなれば其の精神體力學識の如何は次代帝國の成績如何に關するものなり此の意味に於て青年の教育程大切なものはなし國威を發揚せんと欲せばまづ青年の教育に培ふべきなり而して青年期は感情の激勵して思慮を滅却し矯激なる言動をなして一生を誤らんとする時代なれば最も綿密なる教育を要し確固不拔の精神を根柢より据うべきなり故に單に小學教育のみを以て終らしむれば足るそのみ思ふべきにあらず善良なる精神を作られたる上に之をつぎて大成すべき青年教育を以てし始めて小學教育も生々たるべく將來の根柢も亦据ゑらるべし

さて此の青年教育を施す處は即ち中學校にして換言すれば中學校は未來の堅實なる國民を教育する處なり中學卒業者にして一人も多ければ多き程國家の利益となるものなりされば心ある人は此の學校の

必要を認め都市郡部競ひて之を設立せんとしつゝあり近く桐生町に設立の計畫ありと聞くも此の消息を洩す一證なり又都會にありては家庭の豊かならざる者にして苦學さするも尙中學校を卒業せしめんと欲する者あり中産以上の人々にして此處に入學せしむることを躊躇すべけんや本郡の如きは山岳地に偏在するを以て世の激烈なる競争刺戟に遠ざかり人情素朴温和掬すべきなれど亦之に伴ひて弊竇とする所なきにあらず即ち動れば其の數十年來繼承せる資産を保持し之を失墜せざらんことに汲々たる外何物も考へざるに至らんとす是れ前に述べたる舊に因りて舊の如しといへる情態にして進歩もなく發展もなく平々凡々として生活し知らず識らず他地方に後れ延いては帝國の進歩に影響を來すものなり實に個人としても國家としても殘念なることなり下に述ぶるが如く本郡の人々は質實剛健の氣風に富むが故に一度其着眼を大にして奮つて社會に競争せば必ずや一頭角を見すべき資質を有する人々なり豈奮勵せざるべけんや

又之を本縣よりいへば從來存置せる各種中等學校の如きは比較的に他縣に比して稍々誇るべき數あり勿論福岡縣の如きは中學校さへ十個あり宜なるかな其の教育全國に冠たりと稱せらるゝこと現代は教育を振興し以て國本を盛に培養すべき時機なり不幸にして本縣は水害荐りに臻り年々莫大の金額を空費しつゝあり之を此の有用なる學校に注ぎたらんには定めし目醒ましき奎運の隆盛を見るべからん假りに四十萬の水害復舊工事費を以てせば現今の程度に於ける中學校四十箇を支へ得べく其處に作り出

す所の生徒年々二萬を數ふべし目下の情態として中學校の増設は期せられざるも少くも在來の者を維持發達せしめんことは教育に於ける縣是と謂ひて可なり

本郡は富の程度に於て他郡に優るものあり明治四十三年一月本縣に於て縣下中等學校生徒父兄の資産を調査せる時の報告左記の如し

種別	直接國稅 卅圓以上	同二十圓 以上	同十圓 以上	同五圓 以上	一人平均額
師範	六五	二九	八〇	四一	二二、二三三
女師	三一	一一	一九	二七	二六、〇四六
計	九六	四〇	九九	六八	二二、六五二
前中	三三八	三六	六五	三四	一一、五三九三
沼中	六四	八	七	三	一〇七、〇〇〇
高中	一九二	五一	五四	三二	七六、〇〇〇
富中	一四九	三三	六一	三二	七〇、一二八
藤中	八〇	一一	一六	八	六〇、四〇七
太中	二九二	四七	三三	一二	一二六、四五七

即ち太田中學を第一とし之に次ぎ前橋中學あり其の次は我中學なり今日は既に五年を経過せる故之に

異るところあるべからんも大體優位を占むることは推定せらるべし此の如く資産に富める家庭より一旦中學校に子弟を入學せしめたる以上は容易に中途にして退學せしむべき理由はなき筈なるに中途退學の歩合他校に比して多きは實に遺憾とする所より中途退學者の父兄資産調を見るに

直接國稅納付額	最 多	最 少	平 均
	四百四拾六圓	無	七拾四圓

の如し今其の原因を見るに其の學資の補給に窮するが爲なることは殆ど無くして主なることは(一)中學校を卒業せしめざるも接直一家の盛衰本人の生活に窮せざるが爲に之を卒業せしむると否とは何等の痛痒を感ぜざること(二)兎角富裕の家に生れたる者は我儘にして學業拙ければ學校を好まず漫然缺席して遂に退學を希ひ父兄も子弟の愛にほだされて容易に之を許すによること(三)分校時代は三箇年なりしを以て今猶三年を以て中學の課程を大凡了へたりと誤解するによること(四)中學校を卒業すれば氣高くなり猥りに高等の學校に入學せんことを希望し先祖傳來の家業を繼ぐことを嫌ふが故に入學せしめずといふこと(五)中學校に入學せしむれば學資多くかゝるといふこと等の理由によるなり誠に三歎すべきといふべし吾人は既に現代の如何なる時なるかを詳論せり思うて此處に至れば子弟を十分教育せしむる事は自己の爲のみにあらずして兼ねて國家に貢獻する所以より(一)の如き理由の下に

退學せしむる者は國民の本務に違へりといふべし(二)の理由による者の如きは所謂薄志弱行の徒にしてかゝる者は社會何れの方面に向ふも成す能はざる憫むべき落伍者となる者なり今や沼田中學校は分校の時代より更に發達して立派なる獨立の五年程度の學校となれり從來は中學教育の完成すべき大切な第四五學年を前橋中學校に修めざるべからざりしに今は居ながらにして此校に學修し得ることとなれり是れ天與の賜なり父兄諸君は極めて自由に遠慮なく其の子弟を最上級まで進ましむべき優先權あり況や五年の課程を了へざれば中學教育は完成せざるに於てをや中途退學は所謂九仞の功を一簣に虧くものにして斷して不可なり

父兄諸君の中には動ば中學校を更に高等の學校の豫備校の如く考へられ此處に入學せしむれば卒業の後皆他の學校に入學せんことを希望し學資のみを要して容易ならずと考へらるゝ方もあらなかれど中學校は決して高等學校の豫備校となるのみにあらず國家の中堅となるべき高等普通教育を施す所なれば卒業の後には家庭の人となり父兄の職業を繼ぎて更に之を大成せんとすべき者をも作るなり何れかといはゞ今日の國情としては此の方を望むべく又學校としても此處に注意する所なり

今日苟も教育を受けしめんとするには固より相當の學資を要すべし萬事官給なる師範學校さへ近來は食費を納め大抵の學用品は自辨となり只月謝のみ出さるゝが他の學校と異る位となれり況や他の學校をや然れども當校の如きは可成學資を少くせんとに注意しつゝあれば他校に比して其の學資甚だ少し

本校所在地の沼田なるは地勢上極めて宜しきを得たるものなり本縣に於ける中學校の處在地は中央の前橋あり東に太田あり西に高崎南に富岡藤岡あり而して北部に沼田あり實に形勢の均當を得たるものなり故に本郡は勿論吾妻郡全部群馬勢多兩郡の北部よりは盛に此校に入學せしむべきなり只地勢山岳多く従つて交通の便少きを以て比較的に他郡より入學するもの少きなり故に交通の便を謀るとは教育上より見るも刻下の急務なり幸に軌道馬車は電車となるべく傳ふるが故に其の速度に於て大なる相違を來すべし尙吾人は回數を頻繁にし賃錢を出來得る限り低からしめんことを希望す此の如くして沿道の遠距離より通學することを得べく特に學生の爲には半額に減するが如き便法を圖るべきなり是れ却て會社永遠の繁榮策なり又栗生峠の開通せらるべき時機に到達せば東入方面の交通も宜しかるべくも上越鐵道も實現せらるべき曉に至らば西入は勿論越後方面より生徒を得らるべく又中山道を完全に修理せば吾妻郡との交通は一層宜しかるべくも是等は自轉車にても通學せらるべし此の如くして沼田の地は學生を増し學校の規模大となり従て町内繁榮すること大なるものあるべし

本郡は山高く水清く古來此處に涵養せられたる美風良徳の今日に存するもの猶多く是等は何れも現代に缺くべからざる諸徳なり曰く質實誠懇曰く剛勇果敢曰く努力勤勉曰く公平廉潔之を代表するものには塩原多助あり杉木茂左衛門あり橋本大路あり土岐賴寧等あり之を現代の人に求むるも固より其人に乏しからず既に故人となりたる者には學者側にては研究の爲身を吾妻山上に致したる三浦宗次郎あり

漢文家に若松甘吉あり現に實業界に雄飛せる者には久米民之助あり又思賜の軍刀を拜受して現に外國に留學せる本校出身軍人角用政之助あり又現に青島攻圍軍に参加せる海軍將校井上二三雄あり是れ亦本校出身なり其の他今發展の準備中にて將來有望なる人士指を折りて數ふべし要するに本郡民は他地方に一頭角を擡んで將來順當に發展すべき素質を有する人々なり故に苟も中流以上の資産を有せらるゝ諸君は宜しく宇内の形勢を達觀し帝國の狀態を洞察し奮つて其の子弟に高等普通教育を施し一は一家繁榮の爲一は國家の爲有用なる人材を作らるべきなり

或は父兄諸君にして其の子弟を中學校に入學せしめたきも道路遠隔にして勢ひ寄宿舎に入舎せしめざるべからず是れ子弟の爲不憫にして又餘計に資財を費すことを如何にせんと然れども諺に曰はすや可愛子に旅をさせよと况や寄宿舎は寛嚴宜しきを得たる舎監の下に暖かに棲けられ定りよくして常識に富める人間を作る所なるが故に金錢を以て購ひ難きものを得べし希くは奮つて子弟を入學せしめられんことを

◎利根家禽協會主催

群馬縣立農事試驗場技師

審査長 久保貞次郎

北毛家禽品評會に就て

北毛家禽品評會は其第四回を十二月二十三の兩日を以て沼田町に於て開催せり出品點數百十餘點に達し併も優良鶏の出品多き近來稀に見る所なり由來本縣は到る所蠶兒の飼育盛にして自ら動物使用の術を知得し従て家禽の如きも優良鶏を産出するに至りたるならん現に本年東京に開かれたる大正博覽會に於て鶏の出品は全國に卓越し一等賞四點の中二點は本縣の出品に係りたるに依つて見るに明かにして本品評會に於ても亦多大なる進歩發達を見たるの眞に偶然にあらずなり然りと雖も仔細に觀察を下すときは幾多の改良注意を促すべき點なきにあらず今回の審査に鑑み左に二三の事項に記し當業者の參考に資せん

一、良種の選擇 肉用よりも産卵の多きを欲する現時に於ては今回出品のレグホーン種及ミノルカ種の如きは最も適當の種類と認む然れども狹隘なる欄飼をなす場合には名古屋交趾種及ブリマウスロツク種の如きは最も適當なる種類にして殊に未だ廣く孵卵器を使用するに至らざる今日にありては名古屋交趾種は母鶏として必要なるを以て此の如き種類も飼育するを要す

尙時勢に伴ひ必ずや良肉の需要も盛んなるべきにより卵肉兼用種の飼養は決して忽諸に付すべからずして今より之が研究を希望する所以なり

一、特徴の維持並改良 種類の成立するには各特徴あり従てその特能を發揮す之が特徴特能を等閑に付するに於ては今日發達せる種類は忽ちにして支離滅裂に歸すべし純粹種を飼養するに當りては特

徴特能の維持並發達に努めざるべからず之れ其種類により標準體型を定めたる所以なり而して今回出品のものにありて畧々其標準に近き優良のものなきにあらざるも亦未だ欠點を有するもの少なからず黒色ミノルカ種は體形並冠の大いに失する傾あり本種は其雄大なる姿勢を賞美するものなりと雖も餘り大に失するときは脚力弱く産卵力減するの傾あり冠も亦過大なるときは其重量の爲め美形を保有する能はず凍害等に罹り易きを常とす脚も長きに失せず丈夫ならしむべし褐色レグホーン種は概して耳朵小に失するもの多し又レグホーンミノルカ種を通じて顔面に白斑を呈し耳朵に赤班を呈するものあり之れ地中海沿岸種の免れざる所なるも此欠點を成るべく除却することに努むべし又一般に冠の分岐不良なるを認む是等は實用上大なる欠點にあらざるも種類の特徴を維持する上に於て又鶏は多少美觀を發揮せしむる必要あるに依つてなるべく何れの欠點をも生ぜざらしむること注意すべし

一、使用管理の注意 羽毛其他色澤に就て欠くるもの少なからず羽毛の發育良好一般の色澤の鮮麗なるものは使用管理の周到と其健康狀態とを示すものにして使用の目的を達する一條件なりとす管に美觀を装ふの爲なるにあらざるも知るべし又痘瘡脚癬感冒羽虫等に犯されたるものあり宜しく平素の衛生に留意し是等の疾病を未發に防ぐべし

一、蕃殖の注意 純粹種は自然體質虛弱たるは生物學上免れざるものなりとす殊に鶏にありては近親

蕃殖の行はれ易きを以て蕃殖に當りては同種類中系統の異りたるものを混血するは種禽家の努むべき要件なりとす更に一步進んで産卵力の強き若くは肉付の良好なる強壯種を得んと欲せば一代交雜種を作るに如くはなし故に將來に於ては種禽家は各純粹種の改良飼養をなし而して一般には其一代交雜種を飼養するが如き域に達せられんことを圖るべし

要するに以上の事項に注意し徒に流行的に走らず採用採用の目的を以て副業的經營の下に進歩發達を期せられんことを切に希望する所以なり

◎森林火災と其警防 (前號の續き)

其二 伐木造材作業より分離して別に其木屑及枝條等を拾集之を燒棄する方法

此の方法に依るときは伐木造材は乾燥季に於て之れを爲し之れより生じたる枝條及木屑類は便宜の時に拾集して堆積し空氣溫潤せるとき又は第一回の降雪後の如く之れを燃焼するに適當なる季節を俟て之れを燒棄するものなり

元來枝條及木屑等の堆積物を燒棄するに最も都合好きは前に述べたる如き伐木造材の際造材人夫をして直に之れを行はしむるにありて之れが爲め餘分に一人の人夫を要するのみにて足れりとなすのみならず又左の利益あるものなり

- 一、伐木造材を爲すに従ひ直に其の跡地を清掃し得ること
- 二、伐木造材を終りたる後ち別に人夫を備ひて之れを拾集するに比し其の費用少なきこと
- 三、伐木造材に引續きて之れを燒棄するとき之れに従事する人夫をして單に之れを拾集して燒棄する爲めに備ひたる人夫に比し有効に且愉快に之れを爲さしむるを得ること

四、伐木造材に引續きて之を燒棄するときは後日別に之れを行ふ時よりも有効に且經費を要することなく之れが監督を爲し得ること

伐木造材に伴ひ直に枝條及木屑を燒棄する時は以上の利益ありと雖も時としては木材の搬出を終る迄其の枝條及木屑類を拾集すること能はざる場合あり此の如き時は春季落雪の候を俟て之れを行ふべきものとす

枝條及木屑を燒棄する爲め之れを堆積すべき場所に關しては之れを運搬し堆積するに容易なると木材搬出の通路を妨げざること之を燒棄するに際し立木を害せざること等は最も考察せざるべからざる事項にして通常之れを堆積するに立木より少なくとも十五呎も隔つるを例とす然りと雖も森林か唐柵の如く枝條多き樹種より成るか或は樹木密生して之れを堆積すべき安全なる場所なき時は之等の枝條及木屑類は單に堆積し置きて燒棄せざるか又は林地に散布し木材を搬出したる後ち林道又は搬出路に之れを堆積して燒棄するを例とす

枝條及木屑類を堆積するには成るべく之れを緊束して其容積を小にし通常高さ六呎幅十呎を超過せざるを例とし小なる枝條は底部に置きて漸次大なるものを上方に堆積すべし其容積大なるときは之れを燒棄するに當り火勢を制止すること困難にして往々之れが爲め其の附近の樹冠を焦がし又は害することあるものなり但し皆伐跡地に於ては高く之れを堆積して燒棄するを妨げず

枝條及木屑類を拾集して之れを堆積するに要する費用は各地其の事情の異なるに従ひ著しく相違し米國に於て初めて之れを實行したる時は伐採木一千呎に付一弗を要したり此の如き多額の費用を要したるは主として其の方法に關する智識は勞働上其の經驗に乏しかりしが爲めにして漸次方法の改善を圖ると共に熟練するに従ひて其の費用の針葉樹林に於て伐採木一千呎に付十仙より十五仙迄に減少せり堆積せる枝條及木屑類の燒棄するは冬季第一回の降雪後を以て最も好時期とす是れ通常降雪少なくて降下したる雪は堆積したる枝條及木屑類の燃焼を妨ぐる程其の内部に滲入することなきと之れが爲め地上濕潤にて焚火の延焼する虞なく立木の枝條も亦濕潤せるが爲め火焰の爲めに害せらるゝことなし若し冬季前に於て之れを行はんとせば濕潤せる時を擇んで之れを行ふことを得べし

大面積の地域に於て諸處に堆積せる枝條及木屑類を燒棄せんとする時は充分注意して強風の時は之を避け平靜の日を選びて之れを行ふべし若し少しにても風あるときは風下に在るものより漸次点火すべし又數ヶ所に於て同時に燒棄するを妨ぐと雖も相互間適當の距離を保ちて其間に二三ヶ所燃焼せざる

ものを存置すべし此の如く交互に焼棄するときは火勢の集中せんとするを妨げ樹木の火勢の爲めに害せらるゝこと少なきものなり

山腹の傾斜地に於て之れを行はんとするときは恰も平地に於ては風下に在るものより妨げると等しく山嶺に近きものより之れを始めて漸次下方に及ぼすべきものとす

堆積せる枝條及木屑類に点火する方法は地方に依りて異なり或は樹脂に富める松にて作りたる炬火を用ゆるものあり或は枝條及木屑類に油を注ぎ燐寸を用ひて之れに点火し又は一の場所より他に火を移すに燃焼せる石炭を用ゆるものありと雖も孰れも最も安全なる方法として見るべきものは燈心ある圓筒炬火を用ゆるか若くは之れが代用として鉄又は木製の棒の一端に布片を纏繞して之れに油を注ぎたるものを用ゆるを可なりとす針葉樹林に於て之等の枝條及木屑類を焼棄する費用は其堆積の方法と枝條及木屑類を散在する状態と之れが警戒に要する消防夫の多少に依りて伐採一千呎に付一仙より三十仙迄の差あり普通の場合は一千呎取付五仙乃至十五仙なり此れ以上に費用を要するは其堆積若しは焼棄の方法拙劣なるが爲めにして普通之等の枝條及木屑類を拾集して堆積して堆積する費用と之れを焼棄する費用とを合せ伐採一千呎に付十仙乃至五十仙となると雖も人夫の熟練するに従ひ尙其の費用を減少することを得べきものなり

森林内に於ける枝條及木屑類を焼棄するは多く針葉樹林なりと雖も晩近潤葉樹林に於ても伐採せる硬木類より枝條及木屑類等の焼棄方法に關して頻りに研究を爲すに至れり併しながら著者が今日迄に得たる報告に依れば各地とも潤葉樹の枝條及木屑に付ては未だ適當なる焼棄方法なし元來潤葉樹の頭木は大にして重く之れを處理すること困難なるものなるか故に其費用も亦針葉樹に比して大なり著者が潤葉樹より生じたる枝條及木屑に關しニューイングランドの更新林に於て行ひたる數回の實驗に依れば「コート」の枝條及木屑を焼棄するに十仙乃至二十五仙の費用を要したり此の費用は一般の潤葉樹より生じたる枝條及木屑類を拾集して焼棄するに屬する費用を推定すべき基礎としては固より其材料に乏しと雖も恐らく其の費用は「コート」に付十仙迄にして之れ以上を超過することなかるべし

原鑛ミラヂウム

尙 教 生

ラヂウムは世間で申して居りますのは何れもラヂウム化合物の事で純粹のラヂウムはキユーリー夫人の實驗室に極々微量保存せられてあるばかりであります併し凡ての性能に何等異りはないから特に純粹のものを精製する要を認めないのであります

偕て氏のラヂウムを原鑛より製出するには非常に困難なものでありまして實に原鑛の千万分の一の微量を漸く得ることが出来るのであります

今之を具体的にいへば一里の長さに隙間もなく原鑛があるとするればラヂウム其中より僅かに一厘の長さに相當する丈けを辛じて製出し得るに過ぎないのであります

西歷一〇八年(明治四十一年)奥地利政府は八千貫目のビツチブレンド鑛を二人の化學者に託しラヂウムを採集せしめました所二ヶ年後僅かに一匁弱(三瓦)を得ました

斯の如く採取の困難なる上に其の量が亦極めて少いので以て異常特殊の性能を有し已定の學説をも覆す程のものであり實用的にて非常に貴重なものでありますので其の價格は非常に高いのであります現今では我が一匁が百三四十万圓も致しますうれで世界中で採集せられたものを總計してもやつと二十瓦(我五匁)弱なのであります

此精製せられたラヂウム化合物は其の造りたては白い粉末でありますが急に黃色に變じ時には莖色に變ります普通見たるものは大抵黃褐色を帯びた粉末であります

此物は苦汁の混つてゐる食鹽の様に空中の水分を吸ふ性質がありますし又少量の事でもありますから徑二分長さ一寸四五分位の硝子管中に封じ込みますラヂウムの強い放射線の爲めに其の硝子壁は大抵紫色に變じて居ります

又此の放射線は皮膚などにも強い損傷を與へますから放射線を吸収せしめる爲めに硝子管を更に鉛の管か又は鉛の箱に入れておくのが普通でありますラヂウム化合物を入れた硝子管を暗所に持ち行きます

すと螢の尾位に光ります

日本のラヂウム鑛石

今日までに測定せられた我國のラヂウム含有鑛は先づ美濃の苗木石フェルクソナイト臺灣の北投石位のもので之をラヂウム鑛で有名な奥國産のビツチブレンドに比較して見ますと次の如くであります

名 稱	放射能(單位マツヘ)	比較
ビツチブレンド	四六四七	一
美濃國苗木石	四六三	十分ノ一
同國フェルクソナイト	三八七	十二分ノ一
台灣北投石	二八六	十六分ノ一

此等の鑛石をラヂウム鑛として取扱はれるか如何にと云ふ事は實際的に慎重に研究す可き問題であります

ビツチブレンドに含まれてゐるラヂウムの量は約一千万分の一之を長さ一里の長さの中の一厘にしか當らぬ事は前に述べた通りで此の割合でいふと苗木石は十里の長さの中で一厘北投石は十六里の長さの中に一厘の長さ丈けしか含有してをらぬ譯でありますから實際上採取は不可能であるといふ事になるのであります併し別に之を利用する途はいくらかある事と存じます

近頃になつて甲州でも六甲でも新治の湯宿でも發見されたなど夫等は何もラヂウム鑛石が發見されたと云ふのでもなく只其の所の冷泉や又は温泉が多少放射能を有すると云ふに過ぎないのであります

ラヂウム放射線と電子

乾いた絹絲の總を吊し之に同性の電氣を與ふれば互に相反撥して開いた扇のやうになつてゐるが其下方に極く靜かにラヂウム化合物を持て行くと絹絲の總は立ちに縮まつて了ふ又ラヂウムを硫化亞鉛や螢光板に接せしむと絶えず麗はしい光を放たしむるのを見る事が出来る是等によつて兎も角もラヂウムから放射線の出るものであると云ふ事は確められたのであります

ラヂウムから出る放射線は三つであることを實驗の結果確定することが出来ました

それをアルファ、ベータ、ガンマと符號しました之等の放射線の實験は原子の分裂に起因する一現象でありました即ち三つの放射線は算盤にも上らぬ程の微細なる粒子又は電子の放射によりて其原子はそれだけつゞ分裂するものなる事を知るに至り之によりて元素不變説は其根底より打破されました

原子の變化

ラヂウムは徐々に崩壊して行く實に一種奇怪の元素であります刻々にアルファ放射線(アルファ粒子)は飛び出でヘリウムとなりアルファ粒子を失つたラヂウムはエマナチオン(即ちニトロン)と云ふラヂウ

ムと全く異なる新元素になつて行くのみならず其エマナチオンも亦他元素に變じて行くこと水の低きに移る様な有様であります更に溯つてラヂウムの先祖を研究した處がウラニウムであつたのでありまして其系統を調べて見ると頗る面白結果を得たのであります即ちウラニウムは六十億年を其壽命として半變し其次は何が未知の元素となつた後ウラニウムXとなり(壽命二二日)次にイオニウムとなり(壽命一五〇〇年)然る後始めてラヂウムとなる此のラヂウムは壽命千七百六十年で可成り長い然るに次のニトロン(エマナチオン)僅かに三・八六日其次のラヂウムAはまた短くて三分次にラヂウムBとなり(壽命二六分ノ七)ラヂウムCとなり(壽命一九分ノ五)ラヂウムDとなり(壽命十七年四ヶ月)ラヂウムE Iとなり(壽命六日二)ラヂウムE IIとなり(壽命四日八)ラヂウムE (ポロニウム)となり(壽命一四三日)遂に鉛となるのであります鉛も亦何かに變りつゝあるのかも知れませんが其進行徐々として捉へることが出来ません斯して見ると元素の壽命なるものも又面白いではありませんか元素を其儘にして置き或る時間がくると最初のものが半分になる又其半分の時間が経つと其半分が又半分となる其時間を半變期又は壽命といひます

ラヂウムと温泉

ラヂウムの理學的生理的の作用に就ては茲に述ふことを省き温泉のことにつきて尙少しく起述して見たひと思ふ極く微細ではありますがラヂウムは地球上到る所にあることは現在に於いては已に明か

なる事實でありまして即ち岩石の中にも空中にも含有して居るので特に其入肺に効顯あるラヂウムエマナチオンも同じであります。従來効能ありと認められた温泉療法は其の温泉中に含まれたエマナチオンの作用によるもの多きことを發見するに至つたのであります。

ラヂウム温泉といつても母体たるラヂウムが溶解して居るわけではなくエマナチオンが溶解してゐるので其の肺に及ぼす効能は入浴よりは寧ろ其の放散する瓦斯を吸入するを有効とするのであります。が可成瓦斯の放散せぬ様に浴槽を裝置するを要することになるのであります。

又如何にエマナチオンに富める湯も饅頭などにして他の地方へ持ち來つて措きますと僅かに四日足らずでエマナチオンは衰滅して何の効力もなくなります。故に湯華の如きも之れを他へ持つて來ては殆んど無意味のものとなります。以上の次第でありますから温泉を以て一種の吸入療法と見做されて居ります。

斯く温泉の靈檢を有する原因が明になれば之を人工的造るのは自然の順序であります。今日ではラヂウム温浴を家庭で用ふる方法が廣く行なはれる様になりました。我國でも東京で販賣せられて居ります。其の一つはラヂオゲンシユランムとてラヂウム含有の殘滓をふくろに入れた儘浴槽中に入れ此中にある微量のラヂウムからエマナチオンを發生せしめて夫れに浴するのであります。他の一つはラヂオーデンアクアと云ふ水藥で之を浴槽中に滴下して用ふるのであります。

ラヂウムの應用の凡ての方面に於てはまだ研究中に屬するもので問題の解決は未來であります。譬へば温泉にても其含有量が有効量でなくてはならぬし又之を醫藥に供しても是を過ぐれば害を與ふるのであります。から私共は之に就ひて多少の知識を有してゐる事が必要であります。(終り)

◎ 金 澤 土 産 (前號の續き)

四、市街と建築物。

市街は、昔時のまゝにして、至て狭く、建築物の如きも不整にして悉く昔の物を少しづつ改めつゝあるものゝ如し。

五、交通機關。

市街狭き爲まだ電車の設なく、又自働車も少く、凡てを人力車にて往來なしつゝあり。

六、風俗。

風俗は、我が群馬縣などに比すれば、華美にして、容裝研究所などの設あり、而して、女子は凡て白粉を用ひ、四十路に餘れる婦人の如きも皆白粉をつけ居れり、されば、服裝の如きも、研究所に至りて研究の結果にか、一般に、色澤、模様等の配合よく頭髮の巻き方の如きも殆んど統一せり、又男子は女子に比して質素なり、然れども一般に華美に傾きつゝある有様に見受けらる。

七、人情。

人情の点に至りては、親切にして同情心あり、禮義も正しく極めて正直なり、商家に至りて、品物を買はんとする時、其の品物に損所ある時は其の旨をつげて少しも人を欺かず、又懸直もせず、而して一旦商品を見て買はざるも、決して不快の念を持ちたるの様子を現はさず、商人曰く「私宅にはお客様の氣に召したる品物なく誠に氣の毒様どうぞまたお願い申します」との如し買はずして氣の毒になり、再び行かんとする念を抱かしむ、而して言葉遣ひの如きも至つて丁寧にして、温和らしく見受く、然れども内心は如何にか。

八、衛生。

衛生方面に至りては、第一に眼につくのが、悪水抜き設備よく完備し居れり、されば夏時と雖温度の高き割合に蚊少し、又飲料水の如きも、井水多く其の深さは大概、五間位のもの多く認む、又牛乳の如きも、毎日配達せるものにつきて鑑定せし結果によると、至つて完全のものを販賣し居れり。

九、通俗教育。

通俗教育としては別に見るべき程の施設あるらしく認めず、されど、最も子が心地よく感ぜしは、市街に於ける燈籠及び祭禮の際に於ける神社などに於ける燈籠等、凡て教訓的材料が書いてある

例へば、木村重成を小坊主がのゝしつた、上に打つてかゝらうとした、書がかいてあると、其の書の上に「ナラヌカンニンスルガカンニン」との格言をかいであるが如きで、決して、鳥羽繪などは見受けない、之れは大によいことであると思つた。

十、小學校の現況。

惜いことに休業中であつたから其の實現を認むることが出来なかつたから、縣廳に至りて、責任ある人より承つたが、出席歩合の如きも九六以上であるといつた、又就學歩合も至つて良好であるといはれた、而して「トラホーム」の如きは検診の度毎に一割位はであると云はれたらして教育者は一般に老教育者が多き様に見受けられた。

十一、實業的方面。

實業的方面は、なか／＼發達し居る様子に見受けられる、汽車の窓より附近を見るに、大概は耕地整理をなしありて、田圃多く畑少く、田には、稻作大部分を占め、所々に少しく蓮を栽培しあるを見受けた、何れも發育は良好であつた、予は或る日此の縣の主權になれる園藝品評會に臨んだがなか／＼好いものが出品されてあつた。

十二、産物。

此の地の産物としては、まづ第一に九谷焼、硬質陶器、漆器、絹織物、花簾、米、煙草、海産物と

して小魚に過ぎないのである、而して、煙草の専賣支局の如きは随分宏大なものである、即ち敷地面積九千九百八十三坪、内建坪一千五百坪にして職工は男女合せて八百五十人、内男六割女四割にして學齡未滿にして不就學の者には毎日學科を二時間づゝ授くるこの局長の言であつた。

以上述べた所は、至つて大畧であるが、唯見聞のまゝを記して金澤市方面に於ける状況を一寸御照會申したのである而して予は此の地に二週間程滞在して、去つたのであるが、歸途は暴風雨の爲、汽車不通となりなごして、随分困難であつた、まいる時には唯の二十七時間と五十五分で往つたのが歸途には途中に二泊して漸く歸宅したのであつた。(終)

◎吾輩の視たる東村

東 城 吞 舟

○利根郡東入栗生峠を越ゆれば部落あり東村と名つく面積約八方里東方高山連亘して栃木縣足尾町に及び西北白澤、片品の兩村に隣接し片品川北より南に流れて清澄掬すべし而して大字老神村の西岸海拔五百米突に礦泉あり華氏百七度往古赤城、二荒の二神中禪寺湖を爭ふて交戦し赤城神負傷し來り偶々此地の鑛泉に入浴したるに創傷忽ち治癒したりと或は然らん蓋し効能の顯著なる實に想像外にして皮膚病梅毒に特効ある天下第一と云ふも強ち過稱にあらざるべし殊に兩岸松青く奇岩色を帯び風景の

明媚なる真に一幅の活畫圖なり又以て文人墨士の清遊に適地なり永祿年中沼田勘解由左衛門の室於曲輪御前の歌に

谷深し絶へぬ松風浪の音

唯淋しきは老が身うかし

若からば又見むことも片品の

老が身の湯は今ばかりこり

川田四郎の娘圓珠姫の歌に

ながらへて又見むことも片品の

淵の汀に老が身の湯を

其他下流に穴原鑛泉あり効能殆んど老神に同じ

鑛泉宿は從來浴客に對し親切を欠くが如き惡評ありたるも近時面目を改む殊に老神に於ては湯主にして徳望ある小尾金平氏卒先此点に注意し各宿舍を誠めたる結果誠實浴客を遇するに至る將來此地の發展期して俟つべきなり

○本村は古來幾多の偉人を出す今其重なる人を擧ぐれば左の如し

高戸谷村 金子彌四郎氏

公共心に富み蠶業上貢献する處大なり天保の頃

蘭原村 中澤 愛 一氏

漢籍に精通し一村の教化に盡くす處大なり弘化、安政の頃

全 新井彌太郎氏

慈善心に富み明治十九年窮民賑恤をなし縣より表彰さる

大原新町 金子 重右衛門氏

頗る漢籍に通じ一村の風教上並に勸業上に盡くす寶暦の頃

大楊村 富 樫 白 墨氏

元加賀國前田家の名士法神流劔道の達人なり大に武士道を鼓吹す文化の頃

老神村 山口 六郎右衛門氏

義氣に富み地方農民の爲めに上訴の結果目的を達したるも其罪に依り死刑に處せらる天和の頃

大原新町 青木 半左衛門氏

義民山口六郎右衛門氏と共に地方農民の爲めに盡くす處鮮かならず天和の頃

追貝村 星野 武左衛門氏

道路を修築する等公共の爲めに盡くす處多し安政の頃

全 永井幸之助氏

法神流劔道並に堤法山流柔術の極意に入り我國武士道を振興す弘化、嘉永の頃

穴原村 中澤 貞 祇氏

法神流劔道の達人にして憂國の士なり嘉永の頃

蘭原村 中澤 忠衛門氏

公共心極めて厚く私財を投じて道路を修築す文政の頃

平川村 井上吉郎治氏

村治上就勸業上多大の功績あり文久、文治の頃

全 井上新五郎氏

井上吉郎治氏と共に一村勸業上に盡くす文久、文治の頃

○本村民は極めて名譽心に富み質朴剛氣なり然れども偶々過度の名譽心を發揮し或は一村を擾亂する者あるを惜しむ町村制施行以來村長其他名譽職爭奪の弊風漸く行はれ而して目的遂行の爲めには手段方法を撰ばず甚しきに至つては村税滞納を以て政争の用具となす者あるに至る試みに村長及び助役の更迭を擧ぐれば左の如し

一、村長

就退	職年	月	日	期	間	氏名
自二十二年五月廿四日	至二十三年六月十八日			約一年一ヶ月		井上榮次郎氏
自二十三年七月三十日	至二十四年十一月二日			約二年三ヶ月		小林勘三郎氏
自二十四年十一月二日	至二十五年九月十一日			約十ヶ月		井上丈吉氏
自二十五年九月十一日	至二十六年九月廿八日			約六ヶ月		富岡勝太郎氏
自二十六年九月廿八日	至二十七年三月十二日			約二年八ヶ月		新井貞作氏
自二十七年三月十二日	至二十八年四月十五日			約九ヶ月		鶴淵和四郎氏
自二十八年四月十五日	至二十九年十月十四日			滿四ヶ年		小林政太郎氏
自二十九年十月十四日	至三十年十一月十八日			約二年一ヶ月		星野鴻次郎氏
自三十年十一月十八日	至三十四年十月三十日			約一ヶ年		井上久次郎氏
自三十四年十月三十日	至三十六年十一月廿六日			約二年八ヶ月		小林政太郎氏
自三十六年十一月廿六日	至三十八年四月十五日			約二年十一ヶ月		金子彌四郎氏
自三十八年四月十五日	至四十一年二月十八日					
自四十一年二月十八日	至四十四年一月廿八日					
自四十四年一月廿八日	至四十四年九月廿三日					
自四十四年九月廿三日	至四十四年十二月十五日					
自四十四年十二月十五日	至大正元年八月二日					
				約三ヶ月	郡書記	近藤良藏氏
				約八ヶ月		新井松五郎氏

職務管掌

自大正元年十月二日
至大正二年七月十八日
大正二年十月三日就職
自明治二十二年
至大正三年二十五年間

一、助役

十五代平均一年八ヶ月

自二十二年五月廿四日	約一年六ヶ月	中澤忠三郎氏
自二十三年十一月八日	約六ヶ月	小林勘三郎氏
自二十三年七月廿九日	約二年四ヶ月	井上丈吉氏
自二十三年七月卅日	約十ヶ月	富岡勝太郎氏
自二十五年十一月三日	約六ヶ月	井上嘉重郎氏
自二十六年九月廿七日	約三年三ヶ月	小尾金平氏
自二十七年四月二十日	約二年七ヶ月	吉野熊藏氏
自二十七年五月十五日	約一年三ヶ月	星野鴻次郎氏
自二十八年八月三十日	約一年七ヶ月	井上忠次郎氏
自二十九年九月十六日	約十一ヶ月	新井松五郎氏
自三十一年九月廿五日	滿四ヶ年	金子長次郎氏
自三十二年十月九日		
自三十二年十月十五日		
自三十四年五月廿六日		
自三十四年五月廿七日		
自三十五年四月十五日		
自三十五年四月廿三日		
自三十九年四月廿二日		

自三十六年五月六日	約六ヶ月	中村 春吉氏
自三十六年十一月廿五日	約三ヶ月	井上久次郎氏
自三十七年一月七日	約一年六ヶ月	井上六三郎氏
自三十七年四月廿三日	約九ヶ月	金子虎治郎氏
自三十九年四月十九日	約二年五ヶ月	新井松五郎氏
自四十年十月十九日	約一年四ヶ月	吉野彌三郎氏
自四十年十一月十九日	約一年三ヶ月	富岡政一郎氏
自四十一年八月廿四日	約二年八ヶ月	金子長次郎氏
自四十一年十月二十日		
自四十二年三月十一日		
自四十二年五月十九日		
自四十二年六月四日		
自四十四年九月廿三日		
自四十五年二月廿二日		
自大正三年十月七日		
自明治二十二年		
至大正三年	二十五年間	平均約一年八ヶ月
備考一、三十二年一月ヨリ三十九年四月迄	助役二人ナリ故ニ通計十九人ヲ十五代ト見做シタリ	
及四十二年一月ヨリ四十二年三月迄		
二、三十七年四月ヨリ三十九年四月迄助役欠員		

其他村會議員、收入役、區長、伍長の職に至る迄毎に競争激烈を極む而して以上列記の人々は東村の名士にして其多くは前記偉人の子孫なり即ち父祖の功績に鑑み協力一致村治上に盡して徒らに蝸牛角上の争ひを廢して一村の發達を計るべきにあらざるや(以下次號)



◎利根郡農會基本財産蓄積並管理規程

第一條 本會は基本財産より生ずる収入年額金壹千圓に達する迄本規程に依り基本財産を蓄積す

第二條 基本財産として蓄積するもの左の如し

- 一 毎年度經費殘額の四分の一以上
- 二 基本財産より生ずる収入

三 使途の指定なき寄附金

四 基本財産蓄積の目的を以て寄附したる物件の賣却代金

第三條 基本財産は特別會計とし會長之を管理し總會に於て決議したる銀行に預入れ又は有價證券に

替ひ利殖を圖るものとす

第四條 本會か起債の已むを得ざる場合を生したるときは總會の議決により基本財産の一部若くは全

部を之に充用することを得

第五條 確實と認めたる町村農會產業組合又は其の他の團體に對しては總會の議決に依り基本財産の一時貸付を爲すことを得

前項貸付金の利率は年七分以上とし貸付期間は五ヶ年以内とす

第六條 基本財産より生ずる収入年額壹千圓を得るに至りたる後は之を以て本會の經費に充つることを得

第七條 本規程の變更は總會の議決による

第八條 本規程は大正四年一月一日より之を實施す

大正三年十二月卅日印刷
大正四年一月五日發行

(非賣品)

發行人 利根郡長 坂本 森一

編輯人 利根郡書記 東城 政治

印刷人 群馬縣前橋市北曲輪町七十一番地 橋本 政男

印刷所 群馬縣前橋市曲輪町百五番地 成立 舍

發行所

群馬縣利根郡役所